

# 県営林産物一般競争入札心得

## 1 入札参加の資格

入札に参加するためには、下記の(1)から(4)の全てを満たす必要があります。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、その他の物品(又はその他のサービス)の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 開札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 栃木県木材業者登録条例(昭和32年12月25日栃木県条例第39号)による登録者であること。

## 2 受付

- (1) 入札参加者は、「誓約書」(別記様式1)を提出してください。
- (2) 栃木県競争入札参加資格に登録した代表者の代理人が入札に参加する場合は、「委任状」(別記様式2)を提出してください。
- (3) 郵送による入札参加の場合は、上記の(1)及び(2)を、入札書を封かんした内封筒と一緒に外封筒に入れ、郵送してください。  
※「誓約書」及び「委任状」(委任状は該当する場合のみ)の提出がない場合は、入札に参加できませんので、予め御了承下さい。

## 3 入札保証金

入札保証金は、免除となります。

## 4 入札

- (1) 入札者は、「入札書」(別記様式3)に、物件番号ごとに売払物件番号・入札金額・入札年月日・住所及び氏名(法人の場合は名称及び代表者名)を記入し、押印してください。
- (2) 入札書の入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を**含んだ金額**を記載してください。
- (3) 入札書には、**金額のほか、金額欄の下部にくじ番号として任意の3桁の数字を記載**してください。
- (4) 入札書への記入は、インク・ボールペン・マジックペン等を用い、**鉛筆や消えるボールペンは使用しない**でください。また、金額等の表示はアラビア数字(1・2・3・・・)を用いてください。
- (5) 入札書を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。
- (6) 入札書は入札会場に備えた入札箱に投函してください。(持参者のみ)
- (7) 投函(提出)した入札書の引換、変更、または取消はできません。
- (8) 受付時間以外は受付いたしません。
- (9) 入札の結果、落札者がいなかったときは、直ちに再度入札を実施します。
- (10) 再度入札の結果、不調となった場合は、直ちに最高価格の入札者と協議を実施します。  
郵送による入札参加者が最高価格者となった場合、直ちに電話にて連絡を行いますので、開札日に連絡が取れるようにしてください。  
協議の結果、見積を実施する場合は、「見積書」(別記様式4)を提出して下さい。

## 5 無効入札

以下に該当する場合、入札は無効となります。

- (1) 入札に参加する資格のない人が入札したとき。
- (2) 入札書の金額・氏名・押印・売払番号、または重要な文字の誤脱によって必要な事項を確認できないとき。
- (3) 入札金額を訂正した場合、その箇所に訂正印のないとき。
- (4) 入札に関して不正の行為があったとき。
- (5) 同一物件の同一回数における入札について、同一の入札者が2通以上入札したとき。

## 6 落札者の決定

落札者は、予定価格の価格以上の入札者のうち最高の価格による入札者としてします。

落札となるべき同価入札者が2人以上あるときは、直ちに、入札書に記載された任意のくじ番号を用いて、くじにより落札者を定めます。

このため、くじ番号は**持参・郵送にかかわらず、あらかじめ入札書に記載**してください。

なお、**くじ番号に数字の記載がない場合、数字が不明瞭な場合のくじ番号は「000」と**します。

### 【くじの方法】

- (1) くじ対象者を業者名称の「あいうえお」順に並べる。
- (2) (1)に、0 から順に余り番号を付す。  
1 文字目が同じ場合は2 文字目の「あいうえお」順とする。
- (3) くじ対象者の入札書に記入されたくじ番号の総和を算出する。
- (4) 算出された数値をくじ対象者数で除し、余りとなる数値を創出する。
- (5) (2) で付された余り番号と (4) で創出された余りの数字が一致した業者を「落札」とする。

#### 入札書記載例

くじ番号            3            4            5            ※ 3桁数字の記載の無い場合や不明瞭な場合は「000」とする。

#### 3者が同額入札となった場合の事例

No.	業者名	くじ番号	余り番号
1	(株)うつのみや林産	123	0
2	(株)とちぎ林業	679	1 落札
3	にっこう森林	0	2
くじ番号合計(A)		802	
(A) ÷ 3 (くじ対象業者数)		267(余り1)	

左記の例では「(株)とちぎ林業」の落札となる。

## 7 落札価格

落札価格は、入札書に記載された金額とします。

## 8 売買契約の締結

売買契約締結の方法は、栃木県営林産物売払規則によります。

落札者は、**落札の通知を受けた日から10日以内**に売買契約を締結してください。

## 9 契約保証金

契約保証金は、**落札金額の100分の10以上**の金額を契約書作成のときまでに納入してください。

## 10 賠償責任

落札の無効により生じた損害は、県において賠償の責任を負いません。

## 11 売払代金の納入

売払代金の納入方法等は、栃木県営林産物売払規則によります。

なお、代金納入期限、搬出期間等は、概ね次のとおりです。

### (1) 代金納入期限

売買代金の納入期限は、**納入通知書発行の日から20日以内**とします。ただし、延納を希望するときは、契約締結の際に別に申請書を提出し、県の承認を得て延納担保及び延納利息を納付することにより立木売払数量に同じ最長で6ヵ月以内の延納を認めます。

### (2) 代金延納期間

代金延納期間は、売払産物の材積が150m<sup>3</sup>以上300m<sup>3</sup>未満は3ヶ月以内、300m<sup>3</sup>以上600m<sup>3</sup>未満は4ヶ月以内、600m<sup>3</sup>以上1,200m<sup>3</sup>未満は5ヶ月以内、1,200m<sup>3</sup>以上は6ヶ月以内とします。

## 12 産物の引渡

売払産物の引渡は、売払代金の全部の納入があった日から10日以内とします。

## 13 搬出期間

売払産物の引渡を受けた日から公売のお知らせに記載の期限までとします。

## 14 その他

- (1) 入札結果は栃木県ホームページにて公表いたします。
- (2) その他の事項は公売執行職員の説明を了承のうえ、入札してください。
- (3) 別記様式は、県HPからダウンロードできます。また、現地案内及び入札の受付時に希望者へ配布します。
- (4) 入札等に関する問い合わせ先は次のとおりです。

栃木県 環境森林部 森林整備課 森づくり担当 県営林チーム  
：電話 (028-623-3298)